

## 第4章 具体的な施策の展開

本章では、第3章で定めた計画体系に基づき、各基本目標に紐づく基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。また、基本施策ごとにSDGsのゴールを示します。

<凡例>64ページ以降に掲載している取組一覧では、次のように整理しています。

・統合している三計画にも含まれる事業は、事業・取組名欄に下記マークを示しています。

権：子どもの権利に関する推進計画

貧：子どもの貧困の解消に向けた対策計画

ひ：ひとり親家庭等自立促進計画

・札幌市のまちづくりの計画体系で最上位の計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」で「目指すべき都市像」の実現を目指す中期実施計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」掲載事業については、事業・取組名欄にアクションプラン2023における事業区分を示しています。

<新規>…アクションプラン2023より新たに実施となった事業

<レバ>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023から取組を強化・拡充した事業

<継続>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023において取組内容に変化なく、継続して実施している事業

・アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業や、アクションプラン2023掲載事業で令和7年度（2025年度）以降に取組を強化・拡充する事業について、以下の様に示しています。

【新規】…アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業

【レバ】…アクションプラン2023掲載事業で、令和7年度（2025年度）以降に取組を強化、拡充、又は再構築する事業

・計画内において担当局の表記に局の略称を用いており、正式名称は以下のとおりです。

総) 総務局	政) まちづくり政策局	市) 市民文化局	ス) スポーツ局
保) 保健福祉局	子) 子ども未来局	経) 経済観光局	環) 環境局
建) 建設局	都) 都市局	交) 交通局	水) 水道局
教) 教育委員会			

## 基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

### 基本施策1 子どもの権利を大切にす社会に向けた取組

子どもの権利を大切にす「こどもまんなか社会」に向けては、子ども自身が子どもの権利を理解し実践するとともに、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人が、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え行動していくことが必要です。そのために、子どもの保護者など子どもと関わりのある大人だけでなく、子どもと関わりのない大人も含む広く市民に認識が広がるよう、様々な工夫や働きかけを行い、地域や学校等とも連携しながら重層的・継続的に効果的な広報に取り組んでいきます。

併せて、子ども自身の子どもの権利の普及と理解の向上のため、子どもの年齢や発達に応じた取組をはじめ、学校等とも連携した上で、出前講座や子どもの主体的な参加と子ども同士が支え合う活動等を通じて子どもが自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めていきます。

そして、子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要です。その実現に向けた一施策として、「さっぽろ子ども未来基金」を創設し、子どもの健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整え、本計画の基本理念の達成を目指します。

更に、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びを含めた生活の場であり、子どもの健全な育成に資するよう、子どもの安心・安全を確保するための地域ぐるみの活動や環境づくりを推進していきます。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、子どもの状況に応じた多様な学びを支える環境の充実を図り、子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

加えて、子ども・若者同士や地域等との交流、社会参加のきっかけづくりを行うほか、子ども・若者の多様な学びの機会を提供するとともに、子ども・若者が安心して過ごすことのできる地域と居場所づくりを進めることで、周囲の大人が子どもを見守り、困難な状況にある子どもに気づき、支援へつなげられる体制づくりを促進します。

その上で、いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速かつ適切な救済が求められることから、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の効果的な広報に取り組むとともに、子どもが安心して気軽に相談できる体制づくりを官民相談機関と連携を図りながら進めます。

更に、誰もが互いにその能力や個性を認め合い、多様性が強みとなる社会（共生社会）の実現に向け、全ての子ども・若者が自分らしく暮らし、能力を發揮できるよう、それぞれの違い等について理解を深め、互いに尊重し合う意識の向上に取り組めます。

<SDGs>



## ■全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業 権	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子) 子ども育成部
広く市民に向けた広報啓発 権	子どもとの関わりの有無によらず、子どもの権利について触れ、学ぶことができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人の意識向上 権	学校や幼稚園・保育所、児童会館などの子どもと関わる大人を対象に、子どもの権利に関する解説資料等の配布や出前講座等により意識を向上し、子どもを取り巻く課題への気づきや支援、相談体制の充実につなげていきます。	子) 子ども育成部
保護者等へ向けた普及啓発 権	子どもの年齢に応じ、様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所、学校等との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部

## ■子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実 権	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子) 子ども育成部
小・中学生向けパンフレットの活用 権	子ども同士の支え合い(ピア・サポート <sup>46</sup> )や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	子) 子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施 権	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発 権	乳幼児や小学校低学年でも、子どもの権利に触れ、親しめるよう、子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 権	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部
「人間尊重の教育」推進事業 < 継続 > 権	「人間尊重の教育」フォーラムや「さっぽろっ子サミット」の開催などを通して、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	教) 学校教育部

## ■子どもを受け止め、育む環境づくり

### < 主な事業・取組 >

#### ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) 権	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や、地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 権	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 【レバ】 (基本目標1-基本施策2にも掲載) 権	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 (基本目標1-基本施策2にも掲載) 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子) 子ども育成部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)運営事業・整備事業 <継続> (基本目標2-基本施策1にも掲載) 〇	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子) 子育て支援部
子どものくらし支援コーディネーター事業 <レバ> (基本目標3-基本施策2にも掲載) 権 貧 〇	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂、認可外保育施設などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子) 子ども育成部

公園造成事業 ＜継続＞	みどりを保全・創出し、都市の魅力を高めるほか、幸福感のある日常生活を市民に提供するため、環境保全やコミュニティ形成、レクリエーションなどの多様な機能を有する公園を整備します。	建) みどりの推進部
地域に応じた身近な公園整備事業 ＜継続＞	良好な都市環境を維持・創造するため、人口の集中により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地等への新規公園整備や狭小公園の拡張を進めます。	建) みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業 ＜継続＞	公園に対する地域ニーズの変化や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、老朽化した身近な公園を再整備します。	建) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業 ＜継続＞	誰もが公園を安全に安心して利用できるよう、老朽化した公園施設の更新や部分的な機能再編、バリアフリー化等を実施します。	建) みどりの推進部
公園トイレユニバーサルデザイン <sup>47</sup> 化事業 ＜継続＞	市民のほか、国内外からの観光客等の多様なニーズに配慮し、より多くの人々が公園を快適に利用できるようにするため、主要公園等にあるトイレのユニバーサルデザイン化を進めます。	建) みどりの推進部
安全・安心な道路環境の整備事業 ＜継続＞	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、子どもの移動経路の安全確保に向けた取組を実施します。	建) 土木部
安全教育の充実 権	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教) 学校教育部
登下校時の安全管理 ＜継続＞ 権	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教) 学校教育部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅（東雁来団地）の入居者を募集します。	都) 市街地整備部
災害時における子どもの居場所づくりに向けた児童会館等の活用推進	児童会館等を有効活用し、子どもたちが災害時でも安心して過ごすことのできる居場所づくり・環境整備に努めます。	子) 子ども育成部
さっぽろ子ども未来基金事業 【新規】	子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための新たな基金を創設し、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種事業に活用します。	子) 子ども育成部

## イ 子どもの安心と学びのための環境づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 <レバ> (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教) 学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 <継続> (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール <sup>48</sup> など民間施設に対する支援を行います。	子) 子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 【レバ】 (基本目標1-基本施策5、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教) 学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 【レバ】 (基本目標1-基本施策5、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教) 学校教育部
公立夜間中学運営事業 権 貧	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供する公立夜間中学（星友館中学校）の運営を行います。	教) 学校教育部
特別支援教育地域相談推進事業 <レバ> 権 貧	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。	教) 学校教育部

48【フリースクール】不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

## ウ 子ども・若者の居場所づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌まなびのサポート事業 <レバ> 権 質	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保) 総務部
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 権 質	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。	市) 市民生活部
子どもの居場所づくり支援事業 <レバ> 権 質 〇	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。	子) 子ども育成部
こどもホスピスづくり活動支援事業 <新規> 権	病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所「こどもホスピス」の早期設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホスピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援します。	子) 子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 権	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業 (基本目標2-基本施策3にも掲載) 権	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や、若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部

### ■子どもの権利侵害から子どもを守る取組

#### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1-基本施策5にも掲載) 権 質	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子) 子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談 権 質	多くの子どもの声をくみ取ることができるように、無料通信アプリ「LINE」を活用して相談に対応します。	子) 子どもの権利救済事務局
子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター) 権 質	子どもに関する問題が複雑化、多様化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図るため、官民相談機関相互のスムーズな連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。	子) 子どもの権利救済事務局
子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター) 権 質	幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもアシストセンターの周知を図るとともに、子どもたちのお互いの権利を尊重する意識や保護者等の子どもの思いを受け止める意識の向上を図ります。	子) 子どもの権利救済事務局
DV <sup>49</sup> 対策推進事業 <継続> 権	配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。 また、若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市) 男女共同参画室

## ■子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け男女共同参画啓発事業 権	性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布するなど、子どもたちが男女共同参画の理念を理解できるよう普及・啓発を実施します。	市) 男女共同参画室
民族・人権教育の推進 (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進 権	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
心のバリアフリーガイドの配布 < 継続 > (基本目標1-基本施策4にも掲載) 権	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保) 障がい保健福祉部
アイヌ伝統文化振興事業 < 継続 > 権	市民向けのイベント・講座・体験プログラムの実施などにより、アイヌ伝統文化の保存、伝承、振興を図るとともに、アイヌ民族に関する理解を促進します。	市) 市民生活部
多文化共生推進事業 < レバ > 権	国籍にかかわらず誰もが安全安心に暮らせる共生社会の実現に向け、各種支援を通じて外国人市民の孤立防止と暮らしの不安解消を図るとともに、日本人も含めた市民全体の異文化理解を促進します。	総) 国際部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 権	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、子どもの権利のパンフレット等を活用しながら、互いに理解し、尊重し合う心を醸成します。	子) 子ども育成部

## 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

権利条例では、「市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるもの」と定めています。子ども・若者のニーズを的確に捉えるためだけではなく、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、子どもの意見表明や市政への参加を促進します。

また、子ども・若者は遊びや体験活動を通じて、心身の発達や様々なスキルの獲得がなされ、社会の中で生きていく力となり、生涯に渡る幸せにつながっていきます。そのため、全てのライフステージにおいて、家庭の経済状況に関わらず、子ども・若者の年齢や発達の状況に応じた様々な遊びや体験ができ、子ども・若者が一人一人異なる長所を伸ばしていけるよう取り組みます。

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験機会を提供します。また、子どもの読書活動の普及啓発や、食育などを通じ基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

<SDGs>



### 子どもの意見表明の促進

#### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会 権	子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子) 子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ 権	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子どもの交流・参加の促進 権	他都市の子どもたちとまちづくりに関して意見交換を行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容を広報することで広く地域等での子どもの参加や意見表明の取組を促進します。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業【レバ】 (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子) 子ども育成部

## ■子どもの参加の促進

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充（わたしたちの児童会館づくり事業） 権	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子) 子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進 権	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 権	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業 < 継続 > 権	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市) 市民自治推進室
少年団体活動促進事業 < 継続 > 権 貧	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子) 子ども育成部
まちづくり・ライフデザインに関する意識の向上【レバ】 (基本目標2-基本施策1、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児等に関する情報の普及などライフデザインに関する意識向上に向けた取組を推進します。	政) 政策企画部
環境教育推進事業 < レバ >	札幌市環境教育・環境学習基本方針に基づき、子どもたちが環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動するよう働き掛けるため、様々な環境教育事業を実施します。	環) 環境都市推進部

## ■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども学習農園の活用	「さとらんど」に整備した「子ども学習農園」を活用し、小学生等の子どもたちへの農業体験の機会を提供します。	経) 農政部
野外教育総合推進事業 <レバ> 権 質	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者と関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	教) 生涯学習部
子どもの体験活動の場 推進事業 <レバ> 権 質	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
札幌市水道記念館	体験型の展示や隣接する藻岩浄水場の見学ツアー、水に関する様々なイベントにより、水道の仕組みや自然を楽しむながら学ぶ機会を提供します。	水) 総務部
プレーパーク推進事業 <レバ> 権 質	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、規制を極力排除した公園等において地域住民等が開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子) 子ども育成部
こども劇場 権	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子) 子ども育成部
ウィンタースポーツ普及 及振興事業 <レバ> 質	札幌市の特徴であるウィンタースポーツを生涯にわたって親しめるよう、子どもたちへのウィンタースポーツを始めるきっかけづくりと学習環境の充実を図るとともに、市民へのウィンタースポーツの観戦文化の醸成を図ります。	ス) スポーツ部
アスリート発掘・育成・ 活用事業 <レバ>	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートを育成し、運動部活動やスポーツイベントへのアスリートの派遣による地域スポーツ活動の振興及び地域の活性化を図ります。	ス) スポーツ部
地域学校協働活動推進 事業 <レバ> 権 質	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な遊びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	教) 生涯学習部
ミニさっぽろ (基本目標2-基本施策2に も掲載) 権	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子) 子ども育成部
子どもの職業体験事業 <新規> (基本目標2-基本施策2に も掲載) 権 質	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子) 子ども育成部
進路探究学習オリエン テーリング事業 <継続> (基本目標2-基本施策2に も掲載) 質	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教) 学校教育部

ものづくり企業人手不足 対策事業 <レバ> (基本目標2-基本施策2に も掲載)	若年層に対してもものづくり体験や職業体験イベントの 開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経) 産業振興部
子どもの文化芸術体験事 業 <継続> 資	市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音 楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供す る事業を実施します。	市) 文化部
札幌国際芸術祭 (SIAF スクール) <レバ> 資	札幌国際芸術祭(SIAF)の普及・啓発事業の一環とし て、子どもから大人まで幅広く参加でき、発見・体験・ 学びの場となる各種プログラムを会期前から展開しま す。	市) 文化部
障がい者向け文化芸術体 験事業 【レバ】	障がいのある方の文化活動への参加を支援するため、 障がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコン サート等のイベントを行います。	市) 文化部
(仮称)札幌自然史博物 館整備推進事業 <継続>	博物館活動センターにおいて資料の収集と保存、調査 研究、普及交流・展示を実施することで、博物館に必 要な機能の充実を図りながら、札幌の自然史について の市民の興味・関心を高めるとともに、(仮称)札幌 自然史博物館整備に向けて必要な調査検討を実施しま す。	市) 文化部
さっぽろ親子絵本ふれあ い事業 <継続>	絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもち、乳幼 児が絵本にふれるきっかけを作ることを目的に、4か 月児健康診査での絵本の配布と、家庭での読み聞かせ に関する情報提供を行います。	子) 子育て支援部
読書チャレンジ・子ども の読書活動推進事業 <継続>	子どもが読書の楽しさ、大切さを知る機会をつくるた め、子どもの発達段階に応じたイベント等を開催し、 子どもの読書活動の普及啓発とともに、学びのきっか けや文化等の体験機会を充実させます。	教) 中央図書館
「(仮称)こども本の森」 開設準備事業 【新規】	子どもの自主的な読書活動の推進と未来を担う人材の 育成のため、建築家の安藤忠雄氏が北海道大学に建築・ 寄附する子ども向け図書施設「(仮称)こども本の森」 の運営に参画します。	教) 中央図書館
健康寿命延伸のための食 育推進事業 <レバ>	市民に対して、健康寿命の延伸につながる野菜摂取量 (1日350g以上)等の普及啓発を企業や団体等と連携 して取り組みます。	保) ウェルネス推進 部
学校給食を活用した地産 地消や家庭と連携した食 育推進事業 <継続> 権	健康寿命の延伸、SDGsの観点から、学校での環境教 育を取り入れた食育を実施します。併せて、家庭・地 域への普及、啓発を行います。	教) 生涯学習部

## ■子ども・若者が活躍できる機会づくり

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
他都市との連携・交流 権	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子) 子ども育成部
少年少女国際交流事業 < 継続 > 権	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い少年少女の育成を図るため、姉妹都市（ノボシビルスク市・大田広域市）やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子) 子ども育成部
IT人材確保育成事業 【レベ】	IT人材の確保育成、定着促進を目的として、新卒・中途・外国人採用に係る支援や、若年層向けプログラミング体験イベント等を実施します。	経) 経済戦略推進部
パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）事業 【レベ】	世界の才能ある若者に最高水準の音楽教育を提供し、次世代を担う音楽家を輩出するとともに、市民に世界一流の演奏会等を提供し札幌市の文化芸術を振興するため、国際教育音楽祭の開催を中心とした事業を実施します。	市) 文化部
帰国・外国人児童生徒教育支援事業 < レベ > 権 貧	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるように、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。	教) 学校教育部

### コラム②

#### ミニさっぽろの取組について

##### < ミニさっぽろとは >

ミニさっぽろは、小学3・4年生の子どもたちが仮想のまち「ミニさっぽろ市」の市民となり、職業体験や消費体験を行う体験型イベントであり、参加した子どもたちが働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに市民自治についての意識を高めることを目的として、平成18年（2006年）から開始しました。

##### < ミニさっぽろの概要 >（令和6年10月現在）

主催	ミニさっぽろ実行委員会 （札幌市、札幌市民憲章推進会議、（公財）さっぽろ青少年女性活動協会、（一財）札幌産業流通振興協会、札幌商工会議所、（公社）札幌市子ども会育成連合会）
開催時期	毎年9月下旬～10月上旬（二日間）
対象者	さっぽろ連携中枢都市圏の小学3・4年生3,000人（各日1,500人）
会場	アクセスサッポロ（札幌流通総合会館）
協力企業	約70社（職業体験ブースの出展や協賛など）

### <ミニさっぽろの特徴>

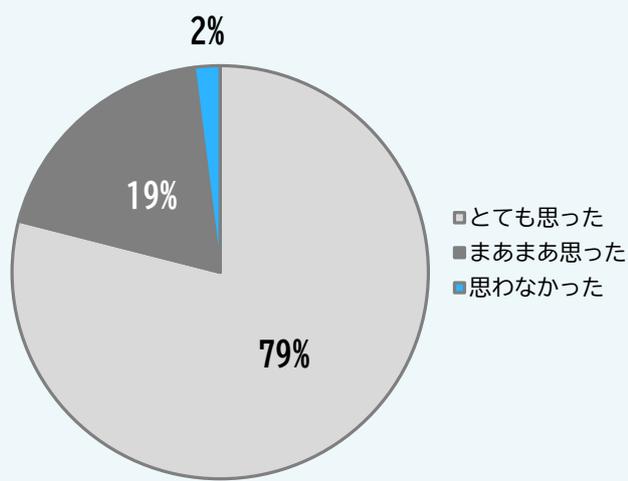
子どもたちは、ミニさっぽろ市民として好きな仕事を選び、働いて給料をもらい、消費や納税を体験します。ミニさっぽろ市には、消防署などの公共機関から飲食店、販売店など様々な会社やお店があり、ミニさっぽろに協力いただく企業は、実際の機材などを会場へ持ち込み、子どもたちへリアルな職業体験の機会を提供しています。



### <ミニさっぽろ参加者アンケート> ※回答より一部抜粋

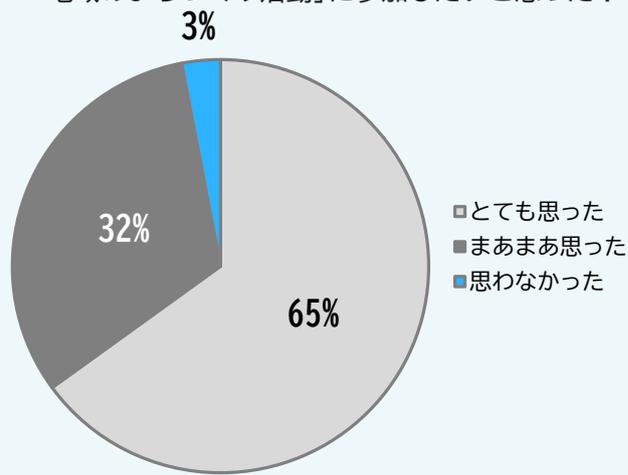
ミニさっぽろに参加した子どもたちの仕事のひとつとして、参加者へのアンケート調査を実施しました。令和5年度（2023年度）のアンケート調査では、186名の子どもたちから回答を得ることができました。

Q. 札幌市はチャレンジできるまちだと思った？



Q. ミニさっぽろを体験して

「地域のまちづくり活動」に参加したいと思った？



### <ミニさっぽろとこどもまんなか社会>

令和5年（2023年）5月、こども家庭庁は、子どもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向け、企業、個人、自治体に応援サポーターとなってもらう取組をスタートしました。これを受けて札幌市では、令和5年（2023年）9月30日に実施したミニさっぽろにて、ミニさっぽろにご協力いただいた皆様とともに「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。



ミニさっぽろは、子どもたちへ社会の仕組みを学ぶ体験機会を提供するため、かねてから職業体験プログラムの企画から実施に至るまで協賛・出展企業の皆様の協力を得て実現しているイベントです。今後も「こどもまんなか社会」を目指す取組として実施していきます。

### 基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、重大な子どもの権利侵害であり、子どもの心身に深い傷を負わせ、児童虐待を受けた時点のみに限らず、子どもが若者、大人に成長した後においても様々な生きづらさにつながる可能性があることから、どのような背景や思想信条があっても、決して許されるものではありません。

また、虐待の加害者となる子育て当事者も、自身の被虐待体験やその他様々な困難が背景にある場合が多いという現状から、困難な状況の中にある子育て当事者を社会全体で支え、その子どもに虐待が連鎖しないよう取り組む必要があります。

そのためには、児童相談所のみならず、区役所、区保健センター、学校、保育所・認定こども園・幼稚園等、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要です。その中でも、地域の拠点である区保健センターを、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として位置付け、区要保護児童対策地域協議会<sup>50</sup>の運営等を含め、引き続き機能強化や連携強化に取り組めます。

また、社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される環境を整えるため、里親支援センターの設置など、里親等への委託推進に向けた取組を充実させるとともに、児童養護施設の小規模化や、地域小規模児童養護施設等<sup>51</sup>の整備を着実に進めます。更に、社会的養護を必要とする子どもの声を聞き、その意見を尊重することで、子どもの権利保障や支援の質の向上を高める取組を行います。加えて、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、社会的養護自立支援拠点の設置など、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

一方で、ヤングケアラーの問題は、家事や家族の世話といったケアの日常化により学業や友人関係等に支障が出るなど、重大な子どもの権利侵害であるにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいのが現状です。そのため、児童に関わる地域の大人や関係機関の連携を強化する中で、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して、必要な支援につなげる取組や、問題解決に向け世帯全体を支援する取組を進めます。

<SDGs>



50【要保護児童対策地域協議会】支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

77 51【地域小規模児童養護施設】定員が6名で、住宅地などに設置された家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設。

## ■児童相談体制の強化

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 権 資	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。	子) 児童相談所
こども家庭センターの機能の強化 権 資 凸	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	子) 児童相談所・子育て支援部
心理職による相談支援体制の強化 権	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	子) 子育て支援部
子育て世帯訪問支援事業 (基本目標1-基本施策3別項目にも掲載) 資	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣します。	子) 児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 <レベ> 権 資	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営します。また、児童家庭支援センターや関係機関と連携しながら相談体制を強化し、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
児童相談体制強化事業【レベ】 権 資	第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、東部児童相談所の開設の効果検証を踏まえて新たな体制強化をメインとした第4次プランを策定します。	子) 児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 <継続> 権	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
要保護児童対策地域協議会 権 資	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。	子) 児童相談所
第二児童相談所整備事業 <レベ> 権 資	現在の1所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できるよう、また、一時保護が必要な子どもを確実に受け入れ、適切に支援することができるよう体制整備を図ります。	子) 児童相談所
認可外保育施設への啓発	定例の立入調査における、施設での虐待防止の取組の確認や「虐待防止」をテーマとした研修を通し、虐待防止に係る施設の役割を周知します。また、相談先や関係機関と連携方法などについて情報提供を行います。	子) 子育て支援部
DV対策普及啓発	児童虐待対応の観点から踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	市) 男女共同参画室
民生委員・児童委員活動の支援 権 資	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保) 総務部

## ■社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護体制整備事業 < 継続 > 貧	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	子) 児童相談所
社会的養護自立支援事業 【レベ】 権 貧	児童養護施設への入所や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も個々の状況に応じて、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子) 児童相談所
里親制度促進事業 【レベ】 権 貧	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的にを行います。	子) 児童相談所
子育て短期支援事業 貧 〇	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	子) 児童相談所
子育て世帯訪問支援事業 (基本目標1-基本施策3別項目にも掲載) 貧	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣します。	子) 児童相談所
児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）が高等学校や職業訓練校等に入学・入校した場合に入学に要する経費を支給します。	子) 児童相談所
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金 貧	児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）で大学などに入学するため、措置解除（退所）となる場合、進学後の生活費等に年間60万円を支給します。	子) 児童相談所
児童養護施設職員研修事業 権	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子) 児童相談所
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施します。	子) 児童相談所
児童養護施設等体制強化事業 < 継続 > 貧	社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用に係る経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。	子) 児童相談所
子どもの意見形成・表明支援事業 【新規】 権	社会的養護を利用している子どもを対象とした意見形成・表明支援を実施することで、子どもの思いを十分に聞き取るとともに、支援者側の子どもの権利擁護への意識を高めます。	子) 児童相談所
住宅確保要配慮者居住支援事業 < 継続 > 貧 〇	高齢者や低所得者、児童養護施設退所者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートする体制の拡充や住宅確保に向けた支援を実施します	都) 市街地整備部

## ■ヤングケアラーへの支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業） <レバ> 権 貧 〇	ヤングケアラーに関する相談の専門窓口を設置のうえ、ヤングケアラー本人・家族・親族・支援者などからの相談に幅広く対応し、情報提供や助言、適切な支援機関へのつなぎなどを行います。	子) 子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（交流サロン事業） 権 貧 〇	ヤングケアラー当事者の居場所として、ピア・サポート機能を持つ交流サロンを開催するほか、必要に応じて支援員による相談や情報提供、関係機関へのつなぎなどを行います。	子) 子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（普及啓発・研修事業） 権 貧 〇	紙媒体や SNS、インターネットなどによる普及啓発を行うとともに、市民向けの講座、教職員・周辺支援者向けの理解促進・支援力向上を目的とした研修を実施します。	子) 子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（訪問支援・他法手続同行支援事業） <レバ> 権 貧 〇	訪問支援員をヤングケアラーの家庭に派遣のうえ、家事・育児等の支援を行うとともに、不安や悩みを傾聴することによって、ヤングケアラーの負担を軽減します。 また、ケア対象者が障がい福祉サービスなど他のサービス利用につながっていない場合に、手続の援助や同行などの支援を行います。	子) 子ども育成部

## 基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

国においては、ユニバーサル社会<sup>52</sup>の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」（平成30年12月）をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」（平成30年6月）や「読書バリアフリー法」（令和元年6月）、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年5月）が施行されました。また、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

札幌市においては、そういった背景を受けて、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会を実現するために、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うと定義される「心のバリアフリー」の普及啓発などを重要課題とした「さっぽろ障がい者プラン2024」を策定しました。

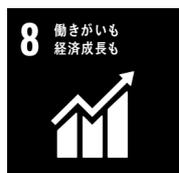
本計画では、「さっぽろ障がい者プラン2024」の理念を踏まえ、社会全体で障がいのある方の理解を促進するとともに、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、関係機関の連携のもと、個々のニーズにきめ細かく対応し、発達や社会参加の支援に向けた施策を展開します。

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために、専門職員が保育所等へ訪問し支援や助言を行うなど、地域における障がい児の支援体制の強化に取り組みます。また、障がいのある方やその家族に対する地域生活の支援の実施や、障がい者雇用を推進します。

また、医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

加えて、幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う子ども・若者に対し、相談支援や医療給付を行います。

<SDGs>



52【ユニバーサル社会】障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会

## ■障がいのある方の理解促進

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
心のバリアフリーの出前講座の実施 < 継続 >	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	保) 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイドの配布 < 継続 > (基本目標1－基本施策1にも掲載)	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保) 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施 < レバ >	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。	保) 障がい保健福祉部
親子でユニバーサルを体験する機会の検討	障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する「心のバリアフリー」の涵養を図ることを目的として、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で、楽しみながらユニバーサル（共生）社会を学ぶ機会を検討します。	保) 障がい保健福祉部
多様な媒体を活用した心のバリアフリーの普及啓発 < レバ >	街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部
市民向けフォーラムの実施 < 継続 >	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	保) 障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進 < 継続 >	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	保) 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	保) 障がい保健福祉部
障害者差別解消法の周知啓発< 継続 >	改正障害者差別解消法の周知を目的としたポスター等を作成し、地下鉄駅や市有施設等に掲示して、市民や事業者等への理解を促します。	保) 障がい保健福祉部

## ■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	子) 児童相談所
地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 < 継続 > ☑	発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園（市立幼稚園）において支援の在り方や就学に係る教育相談を行う等の支援体制を充実します。	教) 学校教育部
特別支援教育補助事業 < 継続 >	要支援児を受け入れる私立幼稚園・認定こども園等に対する補助を行います。	子) 子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 < レベ > (基本目標1 - 基本施策4別項目にも掲載)	障がい児を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を保育するための保育士の人件費等、障がい児保育事業に要する経費を補助します。	子) 子育て支援部
障がい児保育巡回指導事業	認可保育所等に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士（保護者）などに対し、専門職が巡回指導を行います。	子) 子育て支援部
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介を行います。	子) 子育て支援部
特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児への関わりや「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園等の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	教) 学校教育部
児童発達支援 ☑	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保) 障がい保健福祉部
児童発達支援（医療型） ☑	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行います。	保) 障がい保健福祉部
通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。	教) 学校教育部
学びのサポーター活用事業 < レベ >	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	教) 学校教育部
「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別的教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	教) 学校教育部
肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	教) 学校教育部
特別支援教育推進事業【レベ】	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	教) 学校教育部
特別支援教育就学奨励費 ☑ ☒	特別支援学級に就学しているお子さんなどがいるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等の学校教育にかかる費用の一部を助成します。	教) 学校教育部

## ■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等訪問支援 園	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行います。	保) 障がい保健福祉部
居宅訪問型児童発達支援 園	外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。	保) 障がい保健福祉部
放課後等デイサービス 園	就学している障がい児に対し、授業の終了後、又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	保) 障がい保健福祉部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	子) 子ども育成部
障がい児等療育支援事業 園	在宅の障がい児（18歳未満）、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につなげておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。	保) 障がい保健福祉部
障がい児地域支援マネジメント事業 < 継続 >	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。	保) 障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	保) 障がい保健福祉部
子ども発達支援総合センター（ちくたく）での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	保) 障がい保健福祉部
子どもの心の診療ネットワーク事業 < 継続 >	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内（コンシェルジュ）するほか、連携体制の全体管理や人材育成等（連携チーム事業）を行います。	保) 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業 < レバ >	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	保) 障がい保健福祉部
重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充 【レバ】	重度障がい者（児）及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	保) 障がい保健福祉部
障がい福祉施設等施設整備費補助事業 < 継続 >	障がいのある方が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、障がいのある方を受け入れる施設の新築整備や老朽化対策を行う法人に対して、整備費の一部を補助します。	保) 障がい保健福祉部
障がい者相談支援事業 < レバ > 園	障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。	保) 障がい保健福祉部
障がい者就労支援推進事業 < 継続 > 園	障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労に係る相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。	保) 障がい保健福祉部
重度障がい者（児）紙おむつサービス事業 【新規】	在宅の重度障がい者（児）に対して紙おむつを配送（配送は紙おむつ業者に委託が実施）します。	保) 障がい保健福祉部

## ■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
医療的ケア児等の支援体制構築事業 < 継続 >	医療的ケア児及び重症心身障がい児（以下「医療的ケア児等」）支援者養成研修の実施をします。また、医療的ケア児等を受け入れる支援機関をサポートするため、医師等の巡回等による助言・指導実施します。	保) 障がい保健福祉部
医療的ケア児への支援体制推進事業 【レベ】	市立学校に在籍する医療的ケア児の安心安全な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置し、適切な支援を受けられる体制を整備します。	教) 学校教育部
医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業 < 新規 >	医療的ケア児等を宿泊にて短期入所で受入れる体制を維持・改善するため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数に応じて補助します。	保) 障がい保健福祉部
医療的ケア児保育推進事業 < レベ >	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証し、私立も含めた札幌市全体での医療的ケア児の受入体制を整備します。	子) 子育て支援部
障がい児・医療的ケア児保育補助事業 < レベ > (基本目標1 - 基本施策4別項目にも掲載)	医療的ケアが必要な児童を受け入れる認可保育所等に対し、対象児童を受け入れるための看護師の件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費を補助します。	子) 子育て支援部
児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制確保事業 < 継続 >	児童クラブの利用を希望する医療的ケア児が安心安全に児童クラブを利用できるようにするため、必要な全ての児童会館に看護師を配置します。	子) 子ども育成部
医療的ケア児レスパイト事業 < 新規 >	常時の医療的ケアを必要とする児童の家族が、休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供します。	保) 障がい保健福祉部

## ■慢性疾患・難病の子ども・若者への支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 < レベ > ④	幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。	保) 保健所
小児慢性特定疾病医療費支給 ④	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。	保) 保健所

## 基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、子どもの心身及びその後の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」を平成25年（2013年）に制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

札幌市では、「いじめ防止対策推進法」及び権利条例、及び令和3年（2021年）に発生した深刻ないじめの重大事態の調査報告書における提言を踏まえ、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を令和6年（2024年）4月に改定しました。

本計画では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の理念を踏まえつつ、いじめに直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとした周囲の大人への相談体制の充実や、研修等を通じた対応力の向上に取り組めます。

また、国は、「自殺対策基本法」（平成18年制定、平成28年一部改正）及び「自殺総合対策大綱」（平成19年策定、平成29年・令和4年見直し）により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

札幌市においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として「札幌市自殺総合対策行動計画2024」を策定しています。本計画では、「札幌市自殺総合対策行動計画2024」の理念を踏まえつつ、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者の自殺対策に取り組めます。

更に、札幌市では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の趣旨を踏まえた「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、犯罪を誘発する機会を減らすための取組や犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進しています。また、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定しています。

本計画では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」及び「札幌市再犯防止推進計画」の理念を踏まえつつ、子ども・若者を犯罪から守る取組や犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を推進していきます。

<SDGs>



## ■子どもをいじめから守る取組

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
いじめ防止対策事業 【レベ】 権	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図ります。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー活用事業 【レベ】 (基本目標1-基本施策1、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 【レベ】 (基本目標1-基本施策1、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教) 学校教育部
教職員への啓発・資質の向上 権	教職経験に応じた研修や専門研修等において、いじめの未然防止や組織的対応に係る研修を実施し、教員一人一人の実践的指導力の向上を図ります。	教) 学校教育部
子どもに向けた子どもの権利の理解促進 権	子ども自身が子どもの権利について考え、理解を深めることで、子ども同士がお互いを思いやり尊重し、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく生きる権利の保障を進めます。	子) 子ども育成部
組織横断的ないじめ対策への取組 権	子ども支援を担当する部局間、子どもが育ち学ぶ施設間で連携し、札幌市全体でいじめ防止対策を進めます。	子) 子ども育成部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権 貧	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子) 子どもの権利救済事務局

## ■子ども・若者の命を守る取組

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
自殺予防事業 権	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、自殺殺関連行動やいじめ等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教) 学校教育部
小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レバ> 権	市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。	保) 障がい保健福祉部
教職員等への研修 権 質	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能・対応力を向上させるために、研修等の一層の充実を図ります。	教) 学校教育部
ホームページや SNS 等による普及啓発 <継続> 権	ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保) 障がい保健福祉部
思春期特定相談事業 (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 質	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保) 障がい保健福祉部

## ■子ども・若者を犯罪から守る取組

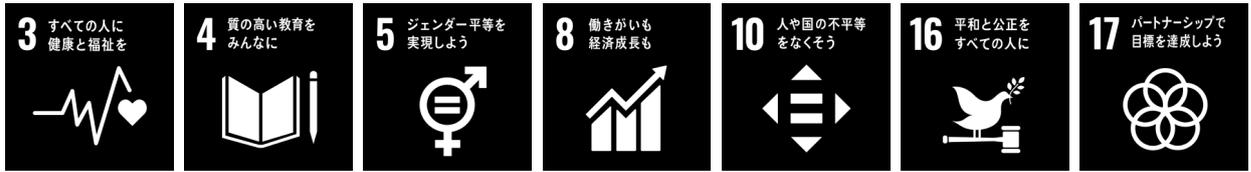
### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪被害者等支援事業 <レバ>	犯罪被害者等が犯罪(身体的被害)により被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的な被害の回復を図るため、支援金の支給のほか、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成します。	市) 地域振興部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 <継続> 権	通勤や通学などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者登録制度の推進や、身の危険を感じて助けを求める子どもを保護する「子ども110番の家」等の取組を行う団体に対する支援などを行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市) 地域振興部
安全で安心な公共空間整備促進事業 【レバ】	犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。	市) 地域振興部
薬物乱用防止教室の活用	薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけることができるよう専門家を派遣して、薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の拡充を図ります。	教) 学校教育部
少年健全育成推進事業 (心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動) 権	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子) 子ども育成部
市営住宅の単身入居対象者の拡大 質	単身向け市営住宅への入居要件に、「児童相談所における自立の支援等が行われていた方」を追加し、該当者が単身向け市営住宅に応募することができるようにします。	都) 市街地整備部
再犯防止推進事業	「札幌市再犯防止推進計画」に基づき、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進します。	市) 地域振興部

## 基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策

本項目については、「第2次札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を統合することから、第5章で詳細を掲載します。

<SDGs>



## 若者の市政参加の取組＜第5次さっぽろ子ども未来プランの表紙作成＞

本計画では、子どもの権利の一つである「参加する権利」の推進の一環として、札幌市立大学の学生の皆様に、本計画の本書及び概要版の表紙と、小学生・中学生向け概要版の表紙の作成を依頼し、4名の学生の皆様からご応募をいただきました。選考の結果、いずれの表紙も菅野絢果さんのデザインした表紙に決定しました。

### ■表紙デザイン作成依頼に当たるテーマ

- ・市民にとって、親しみやすいデザインであること
- ・「第5次さっぽろ子ども未来プラン」が目指す以下のまちを想像させるもの
  - (1)「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」
  - (2)「子どもが大切にされている社会」

### ■本書・概要版表紙の応募作品一覧



岩井莉子さんの作品



神田信輝さんの作品



菅野絢果さんの作品



土屋旬平さんの作品

### ■小学生・中学生向け概要版表紙の応募作品一覧



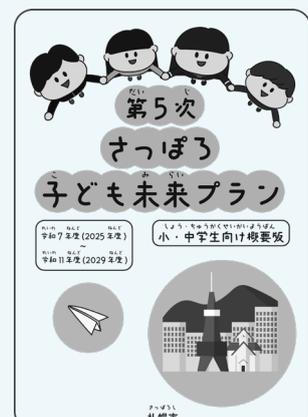
岩井莉子さんの作品



神田信輝さんの作品



菅野絢果さんの作品



土屋旬平さんの作品

### ■採用デザイン作成者の声

札幌市立大学 デザイン学部 人間情報デザインコース 3年生 菅野 絢果さん

#### ▶▶デザインコンセプト

絵本のようなタッチとカラフルな色使いで、親しみやすく、子どもや若者が読みたくなるデザインを目指しました。本紙および概要版のデザインは、「冊子を開くと、札幌の未来がわっと広がる」というイメージを込めて制作しました。公園で遊ぶ子どもたちや、手をつないで歩く親子など、細部まで楽しんでいただけるよう工夫しています。子ども版のデザインでは、風船をモチーフに用いることで、子どもらしさを表現するとともに夢や希望が膨らむ明るい未来を描いています。

## 基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

### 基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

子どもの誕生前から幼児期までは、愛着形成など子どもの将来にわたる成長や人格形成の基礎を培うための最も重要な時期です。そのため、子育て当事者の「子育て」を支えるだけではなく、「子どもの育ち」の質にも目を向け、子育て当事者を取り巻く状況を含め、子どもの置かれた環境に配慮して施策に取り組む必要があります。

そのためには、妊娠前から、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、周産期医療体制<sup>53</sup>の確保が必要です。また、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診や新生児マススクリーニング検査の拡充に取り組みます。更に、妊娠期から出産後まで、予期せぬ妊娠など多様なニーズに対応するための各種伴走型支援を着実に実施します。

また、幼児期の教育・保育は、乳幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得につながる重要なものであることから、今後の保育ニーズを見据えつつ、幼児教育・保育の強化を図るため、質の向上へと政策の重点をシフトし、幼稚園や保育所等において、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図る取組を進めます。

そのために、子どもが安心できる幼児教育・保育を提供できるよう、研修機会の充実や指導監査等を通して、教育・保育の質の向上に資する取組を進めるとともに、保育人材の確保施策を強化し、就業継続の支援や潜在保育士の復職支援、保育人材のイメージアップを図ることで人材確保を促進します。

加えて、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ円滑に接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者がより一層の連携をするほか、多様な保育ニーズに対応するため、休日保育、延長保育、一時預かりを着実に実施するとともに、病気の子どもを預かる施設の更なる増設に取り組みます。更に、子育て当事者の身近な地域において、相談や情報発信の取組を推進します。

<SDGs>



53【周産期医療体制】周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。周産期医療体制は、充実した周産期医療を提供するため、都道府県において、地域の実情に応じ、保健医療関係機関・団体の合意に基づきその基本的方向を定めた上で、周産期に係る保健医療の総合的なサービスを提供するものとして整備される必要がある

## ■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

### < 主な事業・取組 >

#### ア 妊娠・出産の正しい知識の普及と相談体制の強化

事業・取組名	事業内容	担当部
思春期ヘルスケア事業 権	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります	子) 子育て支援部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	子) 子育て支援部
不妊治療等支援事業	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。また妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	子) 子育て支援部
不妊治療費助成事業 < 新規 >	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成します。	子) 子育て支援部
エイズ・性感染症予防対策事業 【レバ】	エイズ等のまん延を防止するため、予防啓発事業や検査相談業務を行い、早期発見にてエイズ発症の防止対策を強化します。また HIV 感染者・エイズ患者に対する差別偏見の解消のため啓発を行います。加えて、土曜検査で梅毒検査付随実施を開始します。	保) 保健所
まちづくり・ライフデザインに関する意識の向上 【レバ】 (基本目標1-基本施策2、基本目標2-基本施策2にも掲載) 権	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児等に関する情報の普及などライフデザインに関する意識向上に向けた取組を推進します。	政) 政策企画部

#### イ 周産期医療体制の確保と医療・母子保健等関係者の連携

事業・取組名	事業内容	担当部
産婦人科救急コーディネート事業 < 継続 >	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保) ウェルネス推進部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 < レバ > (基本目標2-基本施策2にも掲載) 権 質	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子) 子育て支援部

## ウ 新生児マススクリーニング、乳幼児健診等の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
新生児マススクリーニング事業	新生児の先天性の病気などを早期発見・早期治療することで障がいの原因となる病気の発症を未然に防止します。また、対象疾患の拡充を目指します。	保) 衛生研究所
乳幼児健康診査 権 質	出産後から就学前までの児に対する切れ目のない健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	子) 子育て支援部
赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業 <継続> 質	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	子) 子育て支援部
乳幼児健康診査における栄養指導 質	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。	保) ウェルネス推進部
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業 <継続>	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保) 保健所
3歳児健診視覚検査事業 <新規> 質	屈折検査機器の導入及び検査体制の整備し、3歳児健康診査で弱視スクリーニングの検査を行います。	子) 子育て支援部

## エ 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施<レバ> (基本目標3-基本施策1にも掲載) 質	妊娠であることを認定した後に5万円を支給するほか、胎児の人数×5万円を支給します。妊婦や配偶者などへの面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた伴走型相談支援を行います。	子) 子育て支援部
妊婦一般健康診査 質	安全な出産のため、妊婦健康審査14回分の費用を一部助成します。	子) 子育て支援部
妊婦支援相談事業 <レバ> 権 質	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	子) 子育て支援部
妊婦訪問事業 <レバ> 権 質	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	子) 子育て支援部
産後ケア事業 <レバ> 権 質	支援を必要とする産婦に対し、産後ケア事業実施施設において心身の休養の機会を提供するとともに助産師等による育児に関する助言指導等を行います。	子) 子育て支援部
産後ママの健康サポート事業 <新規> 質	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査の費用を助成し、必要な支援につなげます。	子) 子育て支援部
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業) 権 質	乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	子) 子育て支援部
産後のメンタルヘルス支援対策 <レバ> 権 質	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	子) 子育て支援部
歯科口腔保健推進事業【レバ】 質	歯と口の健康について、歯科専門職が地域での健康相談や電話相談に対応するとともに、妊産婦や乳幼児に対して無料の歯科健診や歯科保健指導を行います。また、健康格差の縮小を目的にフッ化物応用の普及促進に取り組み、歯科保健対策を推進します。	保) ウェルネス推進部

未熟児養育医療給付 貧	未熟児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子) 子育て支援部
結核児童療育給付 貧	結核児の入院治療に必要な医療費の支給を行います。	子) 子育て支援部
自立支援医療（育成医療） 貧	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行います。	子) 子育て支援部
サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	保) 障がい保健福祉部
助産施設における助産の実施 貧	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子) 子育て支援部
助産施設運営費補助事業 <継続>	施設の安定した運営のため、助産施設の運営費のうち、国の措置費で不足する部分の一部を補助します。	子) 子育て支援部
妊娠 SOS 相談事業 【レバ】 権 貧	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS 等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	子) 子育て支援部
困難を抱える女性への相談 体制強化事業 【新規】 (基本目標 3 - 基本施策 4 にも掲載) 貧 凸	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。	子) 子育て支援部
困難を抱える若年女性支援 事業 <継続> (基本目標 2 - 基本施策 3 にも掲載) 権 貧	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子) 子ども育成部
(仮称) 南区複合庁舎整備 事業 <新規> (基本目標 3 - 基本施策 2 にも掲載)	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター一真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市) 地域振興部

## ■子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障

### < 主な事業・取組 >

#### ア 保育人材の確保強化及び教育・保育の質の更なる向上

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業 <レベ>	潜在保育士等の復職や求職者と事業者のマッチング支援等を行う「保育人材支援センターさぼ笑み」の運営、合同施設説明会・面接会や高校生保育職場体験の実施などにより保育人材の確保支援を行います。	子) 子育て支援部
保育人材確保緊急対策事業 <レベ> ④	一定期間勤務した保育士等への一時金給付や施設に対する各種補助事業などにより保育人材の確保を図ります。	子) 子育て支援部
私立保育所等補助事業 <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対する様々な補助を行います。	子) 子育て支援部
保育施設設備等導入補助事業 【レベ】	私立認可保育施設等において、保育システム等の導入に必要な費用、冷房設備の新規設置費用を補助します。	子) 子育て支援部
私立保育所等整備補助事業 <継続> ④ ⑤	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子) 子育て支援部
私学助成（幼稚園等） <継続>	教育・保育サービスの充実を図るため、私立幼稚園・認定こども園に対し様々な補助を行います。	子) 子育て支援部
公立保育所冷房設備設置事業 <新規>	熱中症リスクの高い子どもの熱中症事故防止のため、冷房設備が完備されていない公立保育所に冷房設備を新規設置します。	子) 子育て支援部
認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。 また、届出制の対象外施設ではあるが、任意で運営状況報告書を提出している店舗内託児施設に対しても児童福祉の観点から巡回指導を実施します。	子) 子育て支援部
教育・保育の質の向上（研修実施等） ④	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、保育所等の職員を対象とした研修を実施します。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子) 子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	北海道で行う子育て支援員研修の実施時期を踏まえて、家庭的保育者等研修を年1回実施します。	子) 子育て支援部
幼児教育を支える人材の育成に向けた研修の充実	大学等と連携し、幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高める研修を実施するほか、教職員の経験に応じた研修を実施します。 また、幼児教育施設や小学校等のニーズに応じて市立幼稚園教諭が訪問し、園・校内研修の協力をします。	教) 学校教育部
幼児教育の充実に向けた市立幼稚園等における実践研究の推進	社会情勢の変化や今日的課題に対応した実践研究を市立幼稚園等が行い、その成果を市内幼児教育施設や保護者、市民と共有することで、子どもたちが質の高い教育を受けることができるようにします。	教) 学校教育部
幼保小連携・接続の推進 ④	主体的な遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から小学校以降の教育活動へ円滑に接続し、子どもたちが自己を発揮しながら学びに向かうことができるように、幼保小連携・接続の取組を一層推進していきます。	教) 学校教育部

## イ 多様な保育サービスの拡充

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業 ＜継続＞ 貧 凸	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子) 子育て支援部
休日保育事業 貧 凸	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所等における日曜・祝日の保育を実施します。	子) 子育て支援部
夜間保育事業 貧 凸	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施します。	子) 子育て支援部
一時預かり事業 ＜継続＞ 貧 凸	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園、幼稚園に対し、一時預かり事業の実施に必要な経費の補助を行います。	子) 子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 貧 凸	市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。	教) 学校教育部
病児・病後児保育事業【レバ】 貧 凸	子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、医療機関に併設・付設した施設で一時的に預かります。また、利用者の利便性向上のため、ネット予約サービスを導入します。	子) 子育て支援部
こども誰でも通園制度事業【新規】 (基本目標3-基本施策2にも掲載)	全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	子) 子育て支援部

## ウ 子育て当事者の身近な場を通じた支援の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） ＜継続＞ （基本目標3-基本施策2にも掲載） ☑ ☐	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子) 子育て支援部
子育て情報発信事業 ＜継続＞ （基本目標3-基本施策2にも掲載） ☑ ☐	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支援 ＜継続＞ （基本目標3-基本施策2にも掲載） ☑	区保育・子育て支援センター（ちあふる）では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター（ちあふる）運営事業・整備事業 ＜継続＞ （基本目標1-基本施策1にも掲載） ☐	子どもとその保護者が安心して過ごせるよう、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営し、維持・管理します。	子) 子育て支援部
子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業 ＜継続＞ （基本目標3-基本施策2にも掲載） ☑ ☐	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子) 子育て支援部
こそだてインフォメーション ☑ ☐	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に活用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	子) 子育て支援部
利用者支援事業 ☑ ☐	子育て家庭の身近な場所に「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な支援・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談対応、助言を対面及び訪問で実施します。併せて地域や関係機関とのネットワークづくりを行います。また「地域子育て相談機関」については、他の事業を勘案しながら、実施について検討します。	子) 子育て支援部
保育ニーズコーディネート事業	各区役所（健康・子ども課）に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子) 子育て支援部

## 基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

学童期は、子どもにとって、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や社会性を育む重要な時期です。そういった中、学校は子どもにとって単に学ぶだけの場ではなく、子どもが、安全に安心して過ごしつつ、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つと言えます。

札幌市においては、令和6年度からの10年間の札幌市の教育における基本理念や目指すべき方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、「第2期札幌市教育振興基本計画」を策定しています。その中で、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人<sup>54</sup>」の実現に向け、社会の変化に対応した教育環境を充実しつつ、一人一人が自他の良さや可能性を認め合える学びを推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを支援し、生涯にわたり学び続けられる場や機会を拡充するという方向性を示しています。

本計画においては、「第2期札幌市教育振興基本計画」を踏まえ、義務教育や高等学校教育に関し、子どもたちが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の推進に向け取り組みます。

また、子どもの健全な育成のためには、子どもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要です。札幌市では、小規模特認校<sup>55</sup>を除く全ての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきました。しかし、近年の就労世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増大し過密化していることから、児童会館の狭隘解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていくことに加え、地域における子どもたちの放課後の居場所である民間児童育成会に対する支援を行います。また、全ての子どもを対象に、児童・父母がともに参加できる各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施します。

加えて、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に向けた取組を行うほか、子ども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、消費者教育の推進を図ります。また、様々な仕事・ロールモデル<sup>56</sup>に触れる機会、乳幼児や社会人との交流の場などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、職業体験等の取組を推進します。

一方で、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮し、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターにおける支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備を行い、不登校などの未然防止、早期発見のために、教育相談支援体制の充実に取り組みます。また、不登校児童の受け皿となっているフリースクールなどの民間施設に対する支援を行います。

<SDGs>



54【自立した札幌人】札幌市の教育が目指す人間像。「未来に向かって 新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人」、「自他のよさや可能性を認め合い しっかりと自分らしさを発揮する人」、「ふるさと札幌に誇りをもち 持続可能な社会の発展に向けて 行動する人」を意味する。

55【小規模特認校】札幌市の辺縁部に位置し、自然環境に恵まれた小規模の学校のこと。心身の健康増進を図り、体力づくりを目指すとともに、自然にふれる中で、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもとで、入学を認めているもの。

56【ロールモデル】目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人物。

## ■子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 〔資〕	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	教) 学校教育部
課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。	教) 学校教育部
子どもの体力・運動能力向上事業 < 継続 >	子どもの体力・運動能力を向上させるために、各校において「健やかな体」育成プログラムを作成し、主に運動が苦手(嫌い)な子どもや運動機会が少ない子どもを対象とした取組の一層の充実を図ります。	教) 学校教育部
冬季における子どもの運動機会増進事業 < 新規 >	冬季における運動機会の確保及び増進のため、子どもたちに対してスポーツや身体を動かすことの楽しさを体感できる機会を提供します。	ス) スポーツ部
算数学び「beyond」プロジェクト事業 < レバ >	課題探究的な学習の充実の一環として、算数を窓口にする学びのその先を考えたモデルをつくり、札幌市全体で子ども一人一人の主体性を大切にしながら多様な学びを実現していくことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	教) 学校教育部
外国語指導助手 (ALT) 活用事業 【レバ】	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るために、市立小・中・高等学校などに派遣する外国語指導助手 (ALT) を効果的に配置します。	教) 学校教育部
進路探究学習オリエンテーリング事業 < 継続 > (基本目標1-基本施策2にも掲載) 〔資〕	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教) 学校教育部
札幌らしさを生かした学習活動の推進	【雪】【環境】【読書】の中核をなす3つのテーマについて、全ての園・学校が札幌の素晴らしい自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や生涯にわたり学び・向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動を教育課程に位置付け、知・徳・体の調和のとれた学びを推進します。	教) 学校教育部
民族・人権教育の推進 (基本目標1-基本施策1にも掲載) 〔権〕	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
コミュニティ・スクール推進事業 < レバ >	家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度の導入を推進します。	教) 学校教育部
観察実験アシスタント配置事業 < 継続 >	国の理科教育設備整備費等補助金の交付を受け、小学校に、学生、退職教員等の外部人材を観察実験アシスタントとして配置し、小学校の理科授業における観察、実験の充実を図ります。	教) 学校教育部
部活動における外部人材の活用事業 【レバ】	部活動を単独で運営可能な部活動指導員の派遣等、専門的外部人材の活用により、部活動の更なる充実及び運営効率化を図るとともに、部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討を進めます。	教) 学校教育部
高校改革支援事業 < レバ >	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	教) 学校教育部
高等学校定時制課程教科用図書給与事業 〔資〕〔〇〕	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。	教) 学校教育部

札幌市特別奨学金の支給 <継続> (基本目標3-基本施策1にも掲載) 貧 〇	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子) 子育て支援部
札幌市奨学金支給事業 <レバ> (基本目標2-基本施策3にも掲載) 貧 〇	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教) 学校教育部
学校図書館活用促進事業 <レバ>	学校司書を配置し、その専門的な知識・経験を生かして、より組織的・効果的な学校図書館の活用を進めます。	教) 学校教育部
私学助成(学校等) <レバ>	私立学校教育の振興を図るため、私立の小中学校・高等学校に対して、教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子) 子ども育成部
子どもに関するデータ 連携事業 【新規】	教育委員会内の各課でもつ子どもに関するデータを共有し連携を図ることで、支援が必要な子どもを早期に発見し、命を守るための取組の充実を図ります。	教) 学校教育部

## ■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ミニ児童会館整備事業 <レバ>	ミニ児童会館がより安全で心地よい居場所となるよう、学校の余裕教室等をミニ児童会館に改修し、狭隘な状況の解消を図ります。	子) 子ども育成部
児童会館整備事業 <継続> 貧	既存児童会館の更新や、1校区1児童会館整備を進めるため、小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備等を行います。	子) 子ども育成部
民間児童育成会への支援事業 <継続> 貧	児童の健全育成に関して、保護者の多様なニーズに応えるため、留守家庭児童対策の一つとして、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき登録した民間児童育成会に対し、助成金を交付し運営を支援します。	子) 子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業 貧	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	子) 子ども育成部
放課後児童クラブの質の確保	札幌市児童福祉法施行条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むとともに、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	子) 子ども育成部
放課後子ども教室運営事業 貧 〇	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。	子) 子ども育成部
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 【レバ】 (基本目標3-基本施策3にも掲載)	放課後児童クラブを利用する共働き世帯等に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、199館全館を対象に、期間中の平日毎日、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子) 子ども育成部

## ■小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業<レバ> (基本目標2-基本施策1にも掲載) 権 資	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子) 子育て支援部
児童精神科医療体制拡充事業<新規>	児童が安心して入院できる環境を整備するため、札幌市内の医療機関に児童精神科専用病床を設置します。	保) 障がい保健福祉部
思春期特定相談事業 (基本目標1-基本施策5、基本目標2-基本施策2別項目にも掲載) 権 資	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保) 障がい保健福祉部

## ■成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
消費者行政活性化事業費<継続> (基本目標3-基本施策2にも掲載)	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市) 市民生活部
ものづくり企業人手不足対策事業<レバ> (基本目標1-基本施策2にも掲載)	若年層に対してもものづくり体験や職業体験イベントの開催等を通じて、ものづくり企業の魅力を発信します。	経) 産業振興部
ミニさっぽろ (基本目標1-基本施策2にも掲載) 権	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子) 子ども育成部
まちづくり・ライフデザインに関する意識の向上<レバ> (基本目標1-基本施策2、基本目標2-基本施策1にも掲載) 権	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児等に関する情報の普及などライフデザインに関する意識向上に向けた取組を推進します。	政) 政策企画部
次世代育成支援事業	小中高生等に乳幼児との触れ合いや、親子との交流、乳幼児の発達や育児について学ぶ機会を提供していく中で、触れ合う楽しさや命の尊さ、家族がともに育児にかかわることの大切さなどを伝えます。	子) 子育て支援部
子どもの職業体験事業<新規> (基本目標1-基本施策2にも掲載) 権 資	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子) 子ども育成部
コンテンツ産業振興事業<レバ>	若年層に向け、ゲーム開発に必要な職種への理解を促し、業界への就職を促進することを目的に、小~高校生を対象としたプログラミング講座や3DCGの制作体験を実施します。	経) 産業振興部
GIGAスクール構想推進事業【レバ】	GIGAスクール構想にて整備した1人1台タブレット端末を活用した効果的な授業展開のため、ICT <sup>57</sup> 機器や教材の整備を推進します。	教) 学校支援担当部

## ■不登校の子どもへの支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 <レバ> (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権 貧	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組めます。	教) 学校教育部
思春期特定相談事業 (基本目標1-基本施策5、 基本目標2-基本施策2別項目にも掲載) 権 貧	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保) 障がい保健福祉部
子どもの学びの環境づくり補助事業 <継続> (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権 貧	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子) 子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 【レバ】 (基本目標1-基本施策1、 基本目標1-基本施策5にも掲載) 権 貧	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教) 学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 【レバ】 (基本目標1-基本施策1、 基本目標1-基本施策5にも掲載) 権 貧	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教) 学校教育部
不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 【レバ】 権 貧	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進めます。	教) 学校教育部

### 基本施策3 青年期における環境の充実

青年期は、成人期へ移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自身の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期であるため、青年期の若者が自らの適性等を理解した上で、就職や進学などの選択を行う事ができ、その決定が尊重されるような取組や相談支援に取り組みます。多様な価値観や考え方を尊重することを大前提とした上で、自身の選択として結婚や子育てを希望する若者等に対して、出会いの機会の支援や、住居確保に関する支援を行います。

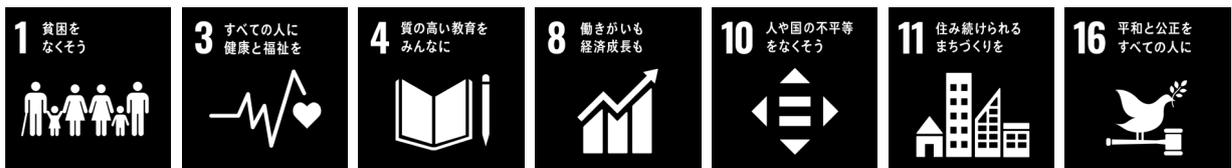
若者が家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援に取り組みます。また、大学を起点とした多様な主体との連携を促進するとともに、人口減少等の地域課題解決に向けた取組を推進します。

また、変わりゆく社会経済情勢に的確に対応しながら、札幌経済を持続的に発展させていくために、産業振興の方向性を示す「第2次札幌市産業振興ビジョン」を策定しています。同ビジョンでは、産業振興の目的を「雇用の場の確保・創出」及び「企業・就業者の収入増加」とし、持続可能な経営基盤と新しい活力を創出していくために、札幌経済を支える中小企業への支援や、人材の確保と育成の推進などについて示しています。

本計画においては、「第2次札幌市産業振興ビジョン」を踏まえ、主に若者・子育て当事者に関わる就労支援や、経済的基盤の安定に向けた奨学金返還の支援などに取り組みます。

加えて、若者の社会的自立を総合的に支援するため、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、学童期・思春期から高等学校卒業期、更には、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進します。複合的な困難を抱えながらも支援につながりにくい若年女性に対しては、アウトリーチ型の支援を行い、将来的な自立につながるよう取り組みます。また、相談相手や社会とのつながり、及び居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、今後の相談支援の在り方について検討していきます。

<SDGs>



## ■高等教育の修学支援、高等教育の充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市奨学金支給事業 <レバ> (基本目標2-基本施策2にも掲載) 貧 凸	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって、修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教) 学校教育部
公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免) 貧	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。	政) 政策企画部
大学連携強化推進事業【レバ】	大学が有する高度な知見や若者が集積するという特性を活用するため、大学を起点とした多様な主体との連携を促進するとともに、人口減少等の地域課題解決に向けた取組を推進します。	政) 公民・広域連携推進室

## ■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 <レバ> (基本目標3-基本施策3にも掲載) 貧 凸	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 (基本目標3-基本施策3にも掲載) 凸	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市) 男女共同参画室
女性起業家の育成事業 (基本目標3-基本施策3にも掲載) 凸	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市) 男女共同参画室
働き方改革・人材確保支援事業【レバ】 (基本目標3-基本施策3にも掲載)	企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業<継続> (基本目標3-基本施策3にも掲載) 凸	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市) 男女共同参画室
ワークトライアル事業<レバ> 貧	新卒未就職者及び概ね50歳以下の求職者又は非正規社員等がさっぽろ圏内企業へ正社員等として就職できるように支援するための座学研修や職場実習等を実施します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
奨学金返還支援事業<レバ>	学生時代に貸与型奨学金を利用した方が、札幌市が認定する企業等へ就職し、さっぽろ圏内に居住した場合、就職後2~4年目に、年間最大18万円を3年間(最大54万円)支援します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
就業サポートセンター等事業<レバ> 貧 凸	就業サポートセンター・あいワークにて、再就職を目指す方等を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施します。	経) 経営支援・雇用労働担当部

## ■結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
若者出会い創出事業 < 新規 >	AI を備えた会員専用システムや相談員による伴走支援などのオンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」の運営を通して、結婚を希望する若者等を支援します。	子) 子ども育成部
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇 資 ⑦	市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族・若者夫婦世帯等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	都) 市街地整備部
目指すべき将来の姿・子育て等の魅力の発信【レベ】	札幌の目指すべき将来の姿の共有や子育て等のイメージアップを図るため、人口減少対策によって実現する目指すべき将来の姿を特に若者が具体的にイメージできるような情報発信していくとともに、子どもや子育ての良さ・喜びを幅広い世代で共有、共感できるような取組を推進します。	政) 政策企画部

## ■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設運営管理事業 (基本目標1-基本施策1にも掲載) 権	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援事業) 資	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(社会体験機会創出事業) 資	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(中学校卒業生等進路支援事業) 資	中学校及び高校卒業時、又は高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 < 継続 > 権 資	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(若者の交流促進事業)	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
若者支援施設運営管理事業(若者の社会参画促進)	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
市立大通高等学校における支援の充実 資	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。	教) 学校教育部
ひきこもり対策推進事業 < レバ > 資	「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族への訪問支援・居場所機能を持つ支援拠点などを設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	保) 障がい保健福祉部
困難を抱える若年女性支援事業 < 継続 > (基本目標2-基本施策1にも掲載) 権 資	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子) 子ども育成部
さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 権 資	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。	子) 子ども育成部

## 基本目標3 子育て当事者への支援の充実

### 基本施策1 経済的支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て当事者をめぐる環境は変化している中で、祖父母や近隣の知人から、子育てに関する支援や協力を得ることが難しい状況にある子育て当事者が増加しています。そのため、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりのある中で子どもに向き合えるようにすることは、子育て当事者だけではなく、子ども・若者にとっても重要となります。

保育所等に係る費用や医療費の負担軽減といった経済的支援の充実は、札幌市の調査においても充実が望まれる項目であり、子育て当事者の日常生活に直結するものです。札幌市においては、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、令和6年度（2024年度）より世帯の2人目以降の認可保育所等における保育料を一律に無償化とし、また、子ども医療費についても高校3年生までの通院・入院にかかる医療費の一部助成を段階的に拡充していくなど、札幌市独自の経済的支援のメニューに加え、各種手当の給付などを着実にを行い、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。

<SDGs>



#### ■日常生活に関する費用の負担軽減

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成【レベ】 	高校3年生までのお子さんの通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保) 保険医療部
産前産後期間の国民健康保険料軽減制度 	国民健康保険被保険者が出産した際、出産した方の国民健康保険料について、単胎出産の場合は4か月相当分、多胎出産の場合は6か月相当分減額します。	保) 保険医療部
未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 	未就学児(小学校入学前の方)の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。	保) 保険医療部
市営交通における同伴幼児の無料制度	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき幼児4人まで乗車料金を無料とします。	交) 事業管理部

## ■各種手当の確実な支給

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施 <レバ> (基本目標2-基本施策1にも掲載) 貧	妊娠であることを認定した後に5万円を支給するほか、胎児の人数×5万円を支給します。妊婦や配偶者などへの面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた伴走型相談支援を行います。	子) 子育て支援部
児童手当の支給 貧 凸	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している方に手当を支給します。	子) 子育て支援部
児童扶養手当の支給 貧 凸	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子) 子育て支援部
特別児童扶養手当 貧 凸	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいをもつ児童を監護、又は養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 支給額：1級（重度）月額55,350円、2級（中度）月額36,860円（令和6年4月1日現在）。	保) 障がい保健福祉部
障害児福祉手当 貧	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 支給額：月額15,690円（令和6年4月1日現在）。	保) 障がい保健福祉部

## ■保育所等にかかる費用の負担軽減

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
第2子以降の保育料無償化事業 <レバ> 貧	認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度から世帯年収や兄弟姉妹との年齢差に関わらず無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
実費徴収に係る補足給付事業 <継続> 貧	生活保護受給世帯等に対し、保育所に支払う教材費等の費用や、幼稚園に支払う副食費について、実費徴収額の一部を補助します。	子) 子育て支援部
認可外保育施設等利用給付事業 貧 凸	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います（給付額上限あり）。	子) 子育て支援部

## ■学校にかかる費用の支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌市特別奨学金の支給 < 継続 > (基本目標2-基本施策2にも掲載) 貧 ㊦	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子) 子育て支援部
就学援助 貧 ㊦	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教) 学校教育部
義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業 < 継続 > 貧	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教) 学校教育部
札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 < 継続 > 貧 ㊦	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	教) 学校教育部
災害遺児手当及び入学等支度資金 貧 ㊦	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った(重度障がいとなった場合を含む。)義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。	子) 子育て支援部

## ■就労の安定や自立に向けた支援

### < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
保育所等の利用調整 貧 凸	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	子) 子育て支援部
生活保護 貧	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	保) 総務部
就労支援相談員 貧	①生活保護を受給している方に係る職業相談及び公共職業安定所への同行 ②求人情報の収集及び提供 ③生活保護実施機関職員に対する雇用制度の活用等についての技術的助言	保) 総務部
就労ボランティア体験事業 <レバ> 貧	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護を受給している方又は生活に困窮されている方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を形成するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	保) 総務部
生活困窮者自立支援事業 <レバ> 貧	生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口（生活就労支援センターステップ）を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNSの活用や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。	保) 総務部
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 貧	離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	保) 総務部
ホームレス自立支援事業 <レバ> 貧	ホームレス相談支援センター JOINにおいて、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。	保) 総務部

## 基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長を保障するため、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含め、全ての子どもと子育て当事者を対象として、虐待予防の観点も踏まえ、ニーズに応じた子育て支援を推進します。

ニーズ調査においても、子育てに関し「楽しさ」より「大変さ」の方が多いと答える人が一定数いるという現状を受け止め、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換が出来る場である「子育てサロン」の取組を継続し、加えて、そういった地域の交流の場に参加できない子育て当事者へのアプローチ方法についても検討していきます。また、子育て支援情報の効果的な情報発信の取組を進めます。

<SDGs>



< 主な事業・取組 >

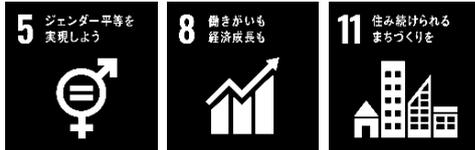
事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） < 継続 > (基本目標2 - 基本施策1にも掲載) [図] [凸]	子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロンを実施します。また、昨今の子育てニーズに合わせた支援を行うため、地域子育て支援拠点の多機能化を視野に入れ、展開していきます。	子) 子育て支援部
子育て情報発信事業 < 継続 > (基本目標2 - 基本施策1にも掲載) [図] [凸]	各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、妊娠期から未就学児までの情報を集約したさっぽろ子育て情報サイトやさっぽろ子育てアプリを活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センターにおける相談支援 < 継続 > (基本目標2 - 基本施策1にも掲載) [図]	区保育・子育て支援センター（ちあふる）では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。	子) 子育て支援部
子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業 < 継続 > (基本目標2 - 基本施策1にも掲載) [図] [凸]	子育ての援助を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	子) 子育て支援部
子どものくらし支援コーディネート事業 < レバ > (基本目標1 - 基本施策1にも掲載) [権] [図] [凸]	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂、認可外保育施設などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子) 子ども育成部
家庭教育支援の充実 < 継続 > [図]	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
幼児期における家庭教育支援の充実 [図]	市立幼稚園等において、地域の幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教) 学校教育部
消費者行政活性化事業費 < 継続 > (基本目標2 - 基本施策2にも掲載)	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市) 市民生活部
(仮称) 南区複合庁舎整備事業 < 新規 > (基本目標2 - 基本施策1にも掲載)	老朽化が進んでいる南区役所庁舎について、南保健センターや南区保育・子育て支援センター、教育支援センター真駒内などと複合化した庁舎を整備します。	市) 地域振興部
こども誰でも通園制度事業 【新規】 (基本目標2 - 基本施策1にも掲載)	全ての子育て家庭が就労要件に関わらず、0～2歳の未就園児を時間単位で柔軟に通園させられる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	子) 子育て支援部

### 基本施策3 共働き、共育ての推進

ニーズ調査の結果、母親が就労している割合は増加しており、父親の育児休業取得率も増加傾向にあります。また、父親も母親も子育ての担い手であると答えた割合も増加しており、共働きや共育てが進んでいます。その一方で、子どもと過ごす時間は母親の方が多いという結果からも、父親の積極的な子育てを後押しする取組を推進します。

また、働きたい人が働くことを諦めることのないよう、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた企業への働きかけなどを進めます。

<SDGs>



## < 主な事業・取組 >

事業・取組名	事業内容	担当部
父親による子育て推進事業 < 継続 >	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるような父子同室講座の実施や情報発信等を行います。	子) 子育て支援部
育児休業等取得助成事業< レバ > ☑	仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業に対し、育児休業等に関する助成を行います。	子) 子ども育成部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業 < レバ > (基本目標2 - 基本施策3にも掲載) ☑ ☐	女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始められずにいる女性や働き続けることを希望する女性を対象として、個別相談、セミナー、在宅ワーク支援等を実施します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
女性の活躍サポートの推進 (基本目標2 - 基本施策3にも掲載) ☐	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行います。	市) 男女共同参画室
女性起業家の育成事業 (基本目標2 - 基本施策3にも掲載) ☐	起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	市) 男女共同参画室
ワーキング・マタニティスクール ☐	働きながらの出産や育児について、妊娠中に具体的なイメージができるよう、就労しながらの子育てに関する教室を行います。	子) 子育て支援部
働き方改革・人材確保支援事業 【レバ】 (基本目標2 - 基本施策3にも掲載)	企業の働き方改革や人材確保・定着を支援する常設の相談窓口を設置し、企業向けのセミナーやテレワーク導入経費の補助等により誰もが活躍できる多様な職場環境づくりを支援します。	経) 経営支援・雇用労働担当部
男女がともに活躍できる環境づくり応援事業 < 継続 > (基本目標2 - 基本施策3にも掲載) ☐	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて、市民や企業等の幅広い対象に働きかけ、働き方改革等に取り組む機運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業の認証や市民・企業向けの普及啓発を実施します。	市) 男女共同参画室
放課後児童クラブにおける昼食提供事業 【レバ】 (基本目標2 - 基本施策2にも掲載)	放課後児童クラブを利用する共働き世帯等に対する長期休業期間の昼食づくりの家事負担軽減を目的として、199館全館を対象に、期間中の平日毎日、有償の昼食を希望者に配布する昼食提供事業を行います。	子) 子ども育成部

## 基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

本項目については、「第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を統合することから、第6章で詳細を掲載します。

<SDGs>



事業・取組名	事業内容	担当部
ひとり親家庭の保育所の優先入所 ☐	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	子) 子育て支援部
母子・婦人相談員による相談対応 ☐ ☐	各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。	子) 子育て支援部
困難を抱える女性への相談体制強化事業【新規】 (基本目標2-基本施策1にも掲載) ☐ ☐	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を踏まえ、現在各区保健センターに配置をしている母子・婦人相談員について、配置数を増やし様々な困難を抱える女性への支援体制を強化します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭支援センター運営事業 ☐ ☐	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業 ☐ ☐	ひとり親家庭等が急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	子) 子育て支援部
母子生活支援施設の運営 ☐ ☐	母子生活支援施設で、生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援します。また、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。	子) 子育て支援部
母子生活支援施設改築費補助事業 ☐	老朽化が進む民間の母子生活支援施設の改築費を補助するため、補助金を支給します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 <継続> ☐ ☐	ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	子) 子育て支援部

母子・父子福祉団体への支援 ☐	公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている、母子・父子団体の会員拡大への支援を行います。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭自立支援給付金事業 <継続> ☐ ☐	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度 ☐ ☐	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。	子) 子育て支援部
養育費及び親子交流（面会交流）の相談・啓発 ☐ ☐	区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や親子交流（面会交流）に関する相談も実施します。また、養育費の確保や親子交流（面会交流）に関する広報・啓発活動を推進します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等養育費確保支援事業 <レバ> ☐ ☐	ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。更に、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置 ☐ ☐	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成 ☐ ☐	ひとり親家庭の20歳未満のお子さんの通院・入院と、母親又は父親の通院（生計維持者が住民税非課税の場合の母親又は父親に限る）・入院にかかる医療費の一部を助成します。	保) 保険医療部
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ☐ ☐	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 ☐ ☐	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	子) 子育て支援部
関係機関との情報連携の推進 ☐	北海道労働局やハローワーク等の行政機関や民間の支援団体等との情報連携を行います。	子) 子育て支援部